

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	道路・河川管理課
委 託 業 務 名	市街灯・防犯灯修繕及び点検並びに LED 器具取替修繕業務
委 託 業 務 場 所	大津市一円
概 要	市街灯・防犯灯の修繕及び点検並びに老朽化したものから順次 LED 器具への取替えを行う業務
契 約 期 間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	107,108,000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市竜が丘20番17号 〔名 称〕 大津電気事業協同組合
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業者は、大津市に存在する電気事業者で構成されており、市街灯等の修繕に精通している。市街灯等については、市内全域に存在しており夜間交通の安全確保のため、常に良好な状態を維持しておかなければならず、修繕については迅速な対応が求められる。また、不点灯修繕時に老朽化が著しく取替えが必要であるものについて、LED 器具への取替えを行うものである。このことから、修繕業務の一連の流れの中で LED 器具に取替えることで経費の無駄を省き、修繕についても概ね一週間以内の完了を可能としていることから、上記業者を選定する。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項 <b>②</b> 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。